

尾張旭市監査公表第23号

平成27年11月30日付け尾張旭市監査公表第19号をもって公表した定例監査結果報告について、教育委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成27年12月28日

尾張旭市監査委員 牧野 一 吉

教育委員会生涯学習課

監査の指摘事項	措置状況
スカイワードあさひ天体観測室ドーム保守点検業務委託の契約伺い及び白鳳公民館浄化槽維持管理業務の施行伺いにおいて、起案者による起案文の訂正が行われている。文書事務の原則に則った適正な事務処理を行う必要がある。また、文書の訂正は尾張旭市職員服務規程第8条に基づく届出印で行う必要がある。	課長から職員へ口頭で注意を行い、文書事務の原則に則った適正な事務処理を行うよう徹底した。